

公安委員会 決裁資料	警備業法、風営法に基づき公安委員会が 指定する医師に係る公安委員会告示の一部改正	令和8年4月9日 生活安全企画課
---------------	---	---------------------

1 根拠規定

(1) 警備業法第51条

公安委員会は、警備業者、警備員及び機械警備業務管理者について

- ・ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
- ・ 心身の障害により警備業務を適正に行うことができない者として国家公安委員会規則で定めるもの

に該当すると認められた者について、公安委員会が指定する医師の診断結果により、「認定の取消し」、「警備員指導教育責任者資格者証、機械警備業務管理者資格者証の返納命令」、「営業の停止」、「廃止の命令」を行うことができる。

(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第41条の2

公安委員会は、風俗営業許可者について

- ・ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
- ・ 心身の故障により風俗営業の業務を適正に実施することができない者として国家公安委員会規則で定めるもの

に該当すると認められた者について、公安委員会が指定する医師の診断結果により、「許可の取消し」を行うことができる。

2 指定の状況

令和3年4月22日の指定医の指定（公安委員会告示）

3 改正内容

県立始良病院の山畑良藏医師の退職に伴い、新たに同病院の畑幸宏医師を指定医に指定し、改正内容を告示する。

(1) 改正前（平成3年4月22日指定）

山畑 良藏（鹿児島県立始良病院院長）
堀切 靖（鹿児島県立始良病院副院長）

(2) 改正後（令和8年4月指定予定）

畑 幸宏（鹿児島県立始良病院院長：新規 指定書を交付予定）
堀切 靖（鹿児島県立始良病院副院長：継続）